

第8章 廃棄物処理基本計画

1. 廃棄物の適正処理計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の趣旨を踏まえ、本町の一般廃棄物の適正処理計画を次のように定めます。

(1) 運営・管理体制

現在、高鍋町から排出されるごみは、「西都児湯クリーンセンター」及び「エコクリーンプラザみやざき」で、し尿等については「高鍋・木城衛生センター」で処理を行っています。

今後も現行の運営管理体制の下、円滑な一般廃棄物の処理ができるよう努めていきます。

処理に係る管理運営は表8-1のとおりです。

表8-1 運営管理体制

区 分		体 制	管 理	運 営
ごみ	収集・運搬		高鍋町	委 託
	中間処理	西都児湯クリーンセンター	西都児湯環境整備事務組合	直 営
		エコクリーンプラザみやざき	宮崎市	直 営
	最終処分	西都児湯クリーンセンター	西都児湯環境整備事務組合	直 営
		エコクリーンプラザみやざき	宮崎市	直 営
し尿	収集・運搬		高鍋町	委 託
	高鍋・木城衛生センター		高鍋・木城衛生組合	直 営
浄化槽 汚泥	収集・運搬		(株) 高鍋衛生公社	直 営
	高鍋・木城衛生センター		高鍋・木城衛生組合	直 営

※令和3年4月1日より、公益財団法人宮崎県環境整備公社から宮崎市となる。

(2) 収集・運搬体制

① 収集運搬計画に関する基本方針

収集運搬は、ごみ処理全体の中の1つの工程としてとらえ、ごみの質・量の変化及び処理方法に対応し、適正に排出されたごみを生活環境の保全上支障なく中間処理施設又は最終処分場まで、収集運搬するための手段及び体制としてとらえ、安定的・継続的かつ効率的に実施できるよう、ごみの排出量やコスト等の分析を行い、総合的な見直しを検討していきます。

また、見直しの際には、住民サービスが低下しないよう考慮するとともに、住民・事業者に対するごみ分別及び減量化への協力及び周知徹底を図っていきます。

し尿の収集運搬については、衛生的な生活環境を保つため計画的に収集し処理施設まで運搬します。

浄化槽汚泥については、浄化槽清掃及び一般廃棄（浄化槽汚泥）収集運搬を（株）高鍋衛生公社に許可しており、これにより（株）高鍋衛生公社が収集運搬を行っています。

② 集積所収集の推進について

経済的・効率的なごみ収集を実施するため、現在、町が指定している集積所の配置について各自治公民館と協議を行いながら、新しい収集ルートの確立及び適切な集積所の配置を進めていきます。

今後、高齢者等世帯が増えていく中、福祉課、健康保険課等と連携をとり、「高鍋町高齢等ごみ出し支援事業」等を活用し、ケースに応じて対応していく必要があります。

③ 分別区分及び収集方法

平成 17 年度からの分別区分及び収集方法の現状は表 8-2 のとおりです。

可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの分別区分については、循環型社会形成に向けたさらなる資源化の推進及びリサイクル率の向上を目指し、町民サービス及び処理コスト等を勘案しながら必要に応じ見直しを検討していきます。可燃ごみの区分については、「エコクリーンプラザみやざき」を構成する市町村、不燃ごみ・資源ごみの区分については西都児湯環境整備事務組合を構成する市町村と、それぞれ協議のうえ決定していきます。

また、収集方法は原則集積所収集とし、収集回数はごみの搬出量を目安に決定しています。

ごみ処理については広域処理を前提とし、広域処理ができないごみについてのみ町独自処理の可否について検討していきます。

表 8-2 分別区分及び収集方法の現状

指定ごみ袋の種類	区分	ごみの種類	収集方法
青色	燃やせるごみ	残飯、木くず、紙くず、繊維くず、タバコの吸殻、紙おむつ、ゴム類、皮革製品、プラスチック製容器包装類以外のプラスチック・ビニール製品 など	集積所収集 2 回/週
緑色	プラスチック製容器包装類	レジ袋、食品トレイ、ポリ袋、カップ類、チューブ類、プラスチック製のふた、あみ類、ネット類、発泡スチロール、プラスチック製容器 など プラマーク表示物	集積所収集 1 回/週
黄色	空き缶・ビン	飲料用（ジュース、ビールなど）の缶容器、ビン類	集積所収集 1 回/週
	金属類	缶詰、菓子缶、油缶、なべ、フライパン、小型家電製品、スプレー缶、カセットボンベ缶、金属製のふた、かさ、刃物類 など 金属製品	
	ペットボトル	飲料用・しょうゆ・酒類等調味料用のペットボトル プラマーク表示物	

	衣類	衣類、タオル・シーツなどハンカチ大以上の布類	
赤色	燃やせないごみ	陶器類、ガラス類、化粧ビン、アルミホイル、蛍光管 など	集積所収集 1回/週
ひもで縛る	古紙類	①新聞・チラシ ②雑誌・本類その他の紙 ③ダンボール	集積所収集 2回/月
	粗大ごみ	いす、机、たんす、自転車、ふとん、ベット、じゅうたん、マットレス、ソファ、その他 指定ごみ袋に入らないもの	拠点回収 (委託業者) 2回/月
	蛍光管	袋に入る場合： 燃やせないごみとして集積所収集 袋に入らない場合： 粗大ごみとして拠点回収	
	乾電池	マンガン・アルカリ・リチウム乾電池 (ニカド・ボタン型は収集不可。販売店に返却。)	拠点回収 回収加盟協力店・自治 公民館・役場等 随時

※収集できないもの

テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、パソコン、ブロック、レンガ、タイル、タイヤ自動車・バイク部品、バッテリー、耐火金庫、農業用廃プラスチックを含む産業廃棄物、事業所からのごみ など

④ 一般廃棄物収集・運搬業務の委託について

一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託基準については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条に規定されており、受託業者の選択においては、単純な経済性よりも、業務の継続的・安定的遂行が重要であり、迅速かつ円滑な収集運搬のための設備の保有や、道路網・収集日・収集時間・分別区分の熟知、集積所の清潔さへの配慮、町清掃行政に対する理解、不法搬入行為等の問題行為を行わないこと等がその受託者に求められます。

このようなことから、本町においては、ごみの収集運搬業務を安定的・継続的に遂行していくことを最重要視し、これまで長年にわたり、ごみが2業者、し尿1業者と随契契約を締結してきました。

しかしながら、近年の本町財政事情は年々厳しさを増しており、あらゆる経費の縮減が求められており、ごみ収集運搬業務の委託料についても例外とは言えない状況になっています。特に、ごみの収集運搬業務は2業者への委託となっていたため、経費削減を図るために平成24年度から現在の収集体制の一元化を図りました。

廃棄物の処理及び清掃等に関する法律（抜粋）

（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託基準）

第四条 法第六条の二第二項の規定による市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分（再生を含む。）を市町村以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。

- 一 受託者が受託業務（非常災害時において当該受託者が他人に委託しようとする業務を除く。）を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務に関し相当の経験を有する者であること。
- 二 受託者が法第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。
- 三 受託者が自ら又は非常災害時において環境省令で定める基準に従って他人に委託して受託業務を実施する者であること。
- 四 一般廃棄物の収集、運搬、処分又は再生に関する基本的な計画の作成を委託しないこと。
- 五 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。
- 六 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。
- 七 一般廃棄物の処分又は再生を委託するときは、市町村において処分又は再生の場所及び方法を指定すること。
- 八 委託契約には、受託者が第一号から第三号までに定める基準に適合しなくなったときは、市町村において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。
- 九 第七号の規定に基づき指定された一般廃棄物の処分又は再生の場所（広域臨海環境整備センター法第二条第一項に規定する広域処理場を除く。）が当該処分又は再生を委託した市町村以外の市町村の区域内にあるときは、次によること。
 - イ 当該処分又は再生の場所がその区域内に含まれる市町村に対し、あらかじめ、次の事項を通知すること。
 - (1) 処分又は再生の場所の所在地（埋立処分を委託する場合にあつては、埋立地の所在地、面積及び残余の埋立容量）
 - (2) 受託者（非常災害時において当該受託者が受託した一般廃棄物の処分又は再生を他人に委託して実施する場合にあつては、当該受託者及び当該処分又は再生を委託しようとする者）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
 - (3) 処分又は再生に係る一般廃棄物の種類及び数量並びにその処分又は再生の方法
 - (4) 処分又は再生を開始する年月日
 - ロ 一般廃棄物の処分又は再生を一年以上にわたり継続して委託するときは、当該委託に係る処分又は再生の実施の状況を環境省令で定めるところにより確認すること。

（３）中間処理計画及び最終処分計画

① 宮崎県ごみ処理広域化計画に基づく広域処理について

宮崎県ごみ処理広域化計画に基づく施設整備については、平成 17 年度から「西都児湯クリーンセンター」及び「エコクリーンプラザみやざき」が稼動し、西都児湯ブロックにおける施設整備は完了しています。また、広域処理を行う上での分別区分、資源化計画、料金体系など、基本的なごみ処理方法についても西都児湯管内市町村で統一されています。

今後は、それぞれの市町村が抱える廃棄物処理行政の問題について、相互に調整しながら適正かつ円滑な施設運営に努めていきます。

② 中間処理計画

■ 燃やせるごみ

「西都児湯クリーンセンター」中継施設を経由し、全量「エコクリーンプラザみやざき・焼却溶融施設」で焼却処分を行います。

■ 燃やせないごみ、金属類、粗大ごみ

「西都児湯クリーンセンター」リサイクル施設に集積し、受入ヤード内で破袋・除袋した後手作業により粗選別を行います。粗選別では、破袋したごみ袋を回収するとともに、処理困難物（鋼製ワイヤー、磁石等）及び爆発物（カセットコンロ缶、使い捨てライター等）等の除去を行います。

粗選別後、破碎機により鉄・アルミ・可燃残渣・不燃残渣の4種類に選別し、鉄・アルミは資源化、可燃残渣は焼却処分、不燃残渣は最終処分場に埋立処分を行います。

■ プラスチック製容器包装類

「西都児湯クリーンセンター」リサイクル施設で破袋（機械処理）し、手選別により汚れた物など不適正物を除去後圧縮・梱包し、財団法人日本容器包装リサイクル協会指定法人ルートにより資源化を行います。

■ 空き缶・ビン類

「西都児湯クリーンセンター」リサイクル施設で破袋（機械処理）し、手選別により不適正物を除去後、選別機によりアルミ缶・スチール缶・ビンに選別します。アルミ缶・スチール缶はそれぞれ圧縮機で圧縮し、ビンは手選別により無色・茶色・その他の色に選別し、それぞれ再商品化事業者へ引渡し資源化を行います。

■ ペットボトル

「西都児湯クリーンセンター」リサイクル施設で破袋（機械処理）し、手選別コンベアで不適正物を除去後圧縮・梱包し、財団法人日本容器包装リサイクル協会指定法人ルートにより資源化を行います。

■ 衣類

衣類は、収集後直接専門業者に引き渡し、資源化及び焼却処分をしています。処理にかかるコスト面に課題があり、処理の方法について検討する必要があります。

■ 古紙類

古紙類は、収集後専門業者に引き渡し資源化を行います。

■ 乾電池、蛍光管、電球

「西都児湯クリーンセンター」リサイクル施設に集積後、専門業者に引き渡し資源化及び適正処理を行います。

■ し尿及び浄化槽汚泥

「高鍋・木城衛生センター」で脱水処理し、専門業者に引き渡し資源化を行います。なお、し渣については、西都児湯クリーンセンター中継施設を経由しエコクリーンプラザの焼却施設にて焼却処分を行います。

③ 最終処分計画

■ 西都児湯クリーンセンター 一般廃棄物最終処分場

同施設のリサイクル施設で資源化できない不燃残差の埋立を行います。

現状では処理・処分が困難な災害ごみの処理について、西都児湯クリーンセンターにおいて処理できる体制に向け今後検討していきます。

■ 焼却施設の焼却灰の埋立を行います。

2. 災害廃棄物の適正処理計画

自然災害等の発生に伴う災害廃棄物やし尿を迅速かつ適正に処理し、町民の生活基盤の早期回復と生活環境の改善に万全を図るためには、事前に十分な対策を講じておかなければなりません。

このため、平成 27 年 5 月に策定した高鍋町災害廃棄物処理計画に基づき、町民・事業者・行政の三者連携による災害廃棄物等の円滑な処理と県内市町村との連携強化を図っていきます。

また、民間企業等との「災害廃棄物処理における協定」を締結しておくことも重要です。

※令和 3 年度 2 月締結

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書 （し尿及び浄化槽汚泥及びごみ）

協定先：宮崎県環境保全事業連合会

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書 （災害により発生した廃棄物）

協定先：一般社団法人宮崎県産業資源循環協会

第9章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の現状と課題

(1) 高鍋町の生活排水処理体系

本町の生活排水処理体系は、図9-1のとおりとなっています。

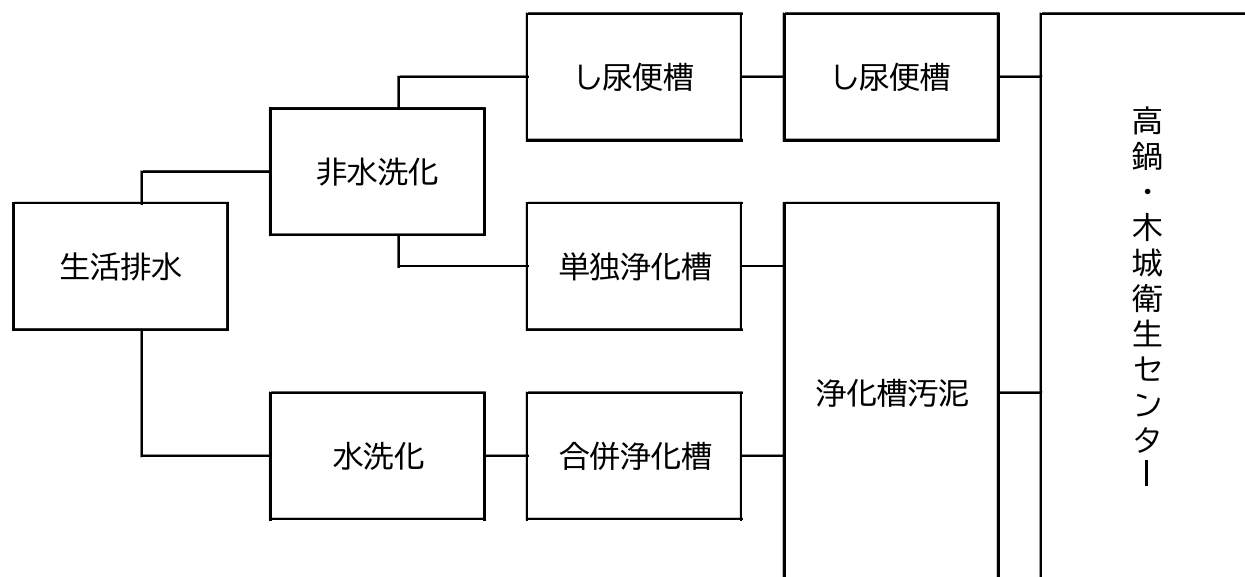


図9-1 生活排水処理体系（高鍋町）

(2) 高鍋町のし尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移

高鍋町のし尿汲取り戸数は、令和6年4月現在 1,246 戸となっており、合併処理浄化槽の設置世帯や下水道繋ぎこみ世帯の増加により、年々減少傾向にあります。

高鍋町のし尿及び浄化槽汚泥処理量は表9-1のとおりです。

表9-1 し尿及び浄化槽汚泥処理計画と処理量実績（単位：kℓ）

年度 項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
し尿汲取り 処理計画	2,800	2,700	2,500	2,500	2,400	2,300
浄化槽汚泥 処理計画	9,500	9,500	10,300	10,200	10,000	10,000
合計	12,300	12,200	12,800	12,700	12,400	12,300
し尿汲取り 処理実績	2,577.86	2,524.87	2,369.24	2,319.47	2,291.29	2,075.58
浄化槽汚泥 処理実績	9,659.40	10,522.98	9,863.01	9,984.82	9,821.00	8,933.70
合計	12,237.3	13,047.9	12,232.3	12,304.3	12,112.3	10,981.3

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は町が委託している（株）高鍋衛生公社が行っており、処理は高鍋・木城衛生組合衛生センターで行っています。

し尿の処理量は合併浄化槽の設置世帯や下水道繋ぎこみ世帯の増加により年々減少傾向にあります。令和5年度は2,291 kℓとなっており、平成30年度と比較して約430 kℓの減少となっています。

浄化槽汚泥の処理量は横ばいで推移しています。

高鍋・木城衛生組合衛生センターの施設概要については表9-2のとおりです。

表9-2 高鍋・木城衛生組合衛生センターの施設概要

施設名		高鍋・木城衛生組合衛生センター
施設所管		高鍋・木城衛生組合
計画処理能力		40 kℓ/日（し尿：36 kℓ/日 浄化槽汚泥：4 kℓ/日）
処理揚力	着工	昭和58年11月
	竣工	昭和60年3月
	改造・更新	平成13年度 アルコール貯留設備設置工事
処理方式		標準脱窒素処理＋高度処理
プロセス用水の種類		地下水

表9-3 高鍋町内の下水道・合併浄化槽等の普及推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
行政区域内人口（A）	20,219人	20,088人	19,825人	19,668人	19,380人	19,184人
処理区域内人口（B）	7,174人	7,288人	7,199人	7,153人	7,153人	7,184人
水洗化人口（C）	6,109人	6,196人	6,293人	6,283人	6,283人	6,351人
水洗化比率（C/B）	85.20%	85.70%	87.40%	87.80%	88.10%	88.40%
汚水処理（D）	11,808人	11,900人	12,071人	12,203人	12,126人	12,148人
人口における生活排水処理率（D/A）	58.40%	59.20%	60.90%	62.00%	62.50%	63.30%

※上下水道課より

(3) 生活排水処理の目標

高鍋町における令和元年度の生活排水処理人口は、表9-3のとおり11,808人となっており処理率は58.4%で宮崎の平均処理率82.0%よりも大幅に遅れています。

令和6年度の生活排水処理人口は、12,148人で処理率は63.3%と令和元年度と比較して向上しています。

今後、公共下水道や農業集落排水施設等の整備地域における接続率の向上や単独処理浄化槽及び汲取り槽から併処理浄化槽への転換の促進を図ることなどにより、令和7年度における生活排水処理率を63%（12,090人）までに、さらに令和12年度までに生活排水処理率を71.6%（13,035人）に引き上げることを目指します。

また、令和元年度の汚水処理人口は12,668人で普及率が62.7%となっており、今後、令和7年度までに12,861人で普及率67%へ、令和12年度までに汚水処理人口を13,761人までに、普及率を75.6%までに引き上げることを目指します。

(4) 生活排水対策に向けた計画

高鍋町総合計画（第6次高鍋町総合計画・後期基本計画9の基本計画の1つである「安心して住みよいまちづくり」）を実現するため以下の取組を推進します。

① 公共下水道の水洗化の向上

- ・居住環境の向上及び公共用水域の水質保全を図る観点から、さらに接続率の向上に向けた取組を進めます。
- ・効率的な生活排水処理を実現するために、公共下水道事業全体計画の見直しを検討します。
- ・公共下水道事業計画区域内においては、計画的な雨水排除対策に努めます。

② 合併処理浄化槽への転換の推進

- ・公共下水道事業計画区域外において、水洗化に対する町民意識の啓発を図り、合併処理浄化槽への転換及び適正な汚水処理の指導に取り組めます。

(5) 生活排水処理における課題

・非水洗化世帯による未処理生活雑排水

河川等の公共用水域における水質汚濁の主な要因の一つが、家庭の台所や浴室等から未処理のまま放流されている生活雑排水です。

本町では、公共下水道基本計画及び生活排水対策総合基本計画に基づき、公共下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の整備を鋭角的に進めています。

公共下水道は、公共用水域の水質保全や生活環境の改善等を目的に、主として市街地における生活排水等を処理するものです。本町の公共下水道は平成8年3月に高鍋浄化センターが完成したことで一部供用を開始し、現在では町域の一部（面積591ha、人口13,700人）を対象に全体計画が設定され、令和3年度末で事業認可面積（233ha）の約97.0%にあたる226.2haが整備されていますが、水洗化率は、85.7%にとどまっており、接続世帯の拡大が課題となっています。

(6) 浄化槽の適正管理

浄化槽は、適正な管理を行うため、浄化槽法第7条及び11条に基づく法定検査が義務化されており年1回以上の清掃及び定期的な保守点検を行うことも義務化されています。

浄化槽の法定検査や保守点検等が実施されていないものもあり、浄化槽の機能が十分に発揮されないまま生活雑排水が放流されていることから啓発活動等を推進していく必要があります。

平成5年度から公共下水道事業認可区域を除く地域に対し、合併処理浄化槽設置整備事業補助金等による合併処理浄化槽の整備促進を図っており、令和5年度末までに5,729基が設置されています。

合併処理浄化槽の維持管理は浄化槽法第11条にて設置者の義務となっており、河川等の水質悪化の原因とならないよう保守点検等の維持管理を適正に行う必要があります。

2. 河川水質の現状

本町では、公共用水域の水質状況を把握するため、町内19ヶ所の河川の水質検査を年2回実施しています。

令和5年度の測定結果(表9-4)では、公共用水域における生活環境項目(BOD:生物化学的酸素量)は環境基準を達成しています。

表9-4 主な地点の生物化学的酸素量(BOD)の検査結果

※BODの基準値は3mg/ℓ以下

地点名	水域	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
切原川	小丸川上流	0.5 未満	1.4	0.8	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
小丸川橋	小丸川上流	0.5 未満	0.9	0.8	0.5 未満	0.5 未満	0.5
高鍋大橋	小丸川下流	0.5 未満	1.0	0.5	0.5 未満	0.5 未満	0.5
二本松橋下	宮田川上流	0.5	1.0	0.7	0.5 未満	0.5	1.0
宮田川水門	宮田川下流	0.9	0.9	0.7	0.5	0.5 未満	0.9

※BOD(生物化学的酸素量とは、河川水や工場排水中の汚染物質(有機物)が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要なとされる酸素量。汚濁を示す指標で汚染度が高いほど数値が大きい。(年2回、検査実施の平均)

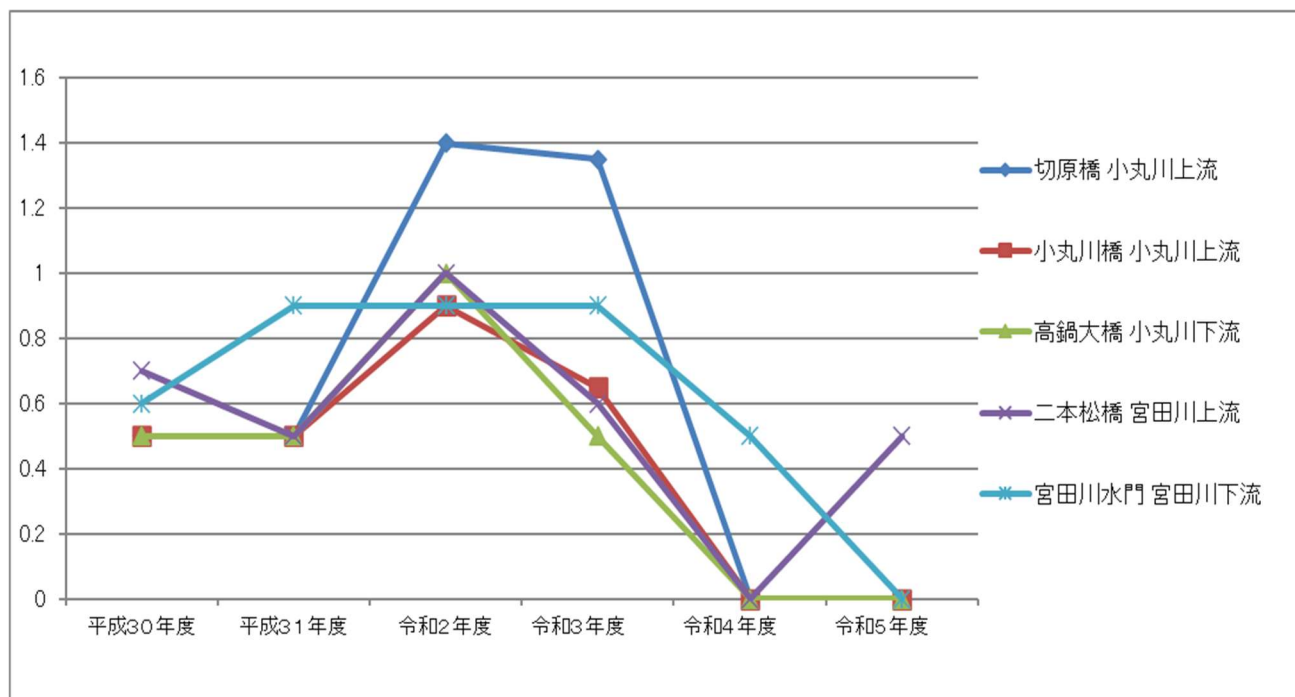


図9-2 生物学的酸素量 (BOD) の推移

表9-5 水素イオン濃度の検査結果

※pH (水素イオン濃度) の基準は6～8 (中性)

地点名	水域	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
切原川	小丸川上流	7.0	7.0	7.1	7.0	7.6	7.3
小丸川橋	小丸川上流	7.3	7.2	7.3	7.2	7.2	7.3
高鍋大橋	小丸川下流	7.2	7.2	7.3	7.3	7.6	7.6
二本松橋下	宮田川上流	7.2	7.2	7.3	7.2	7.1	7.2
宮田川水門	宮田川下流	7.4	7.5	7.6	7.4	7.7	7.8

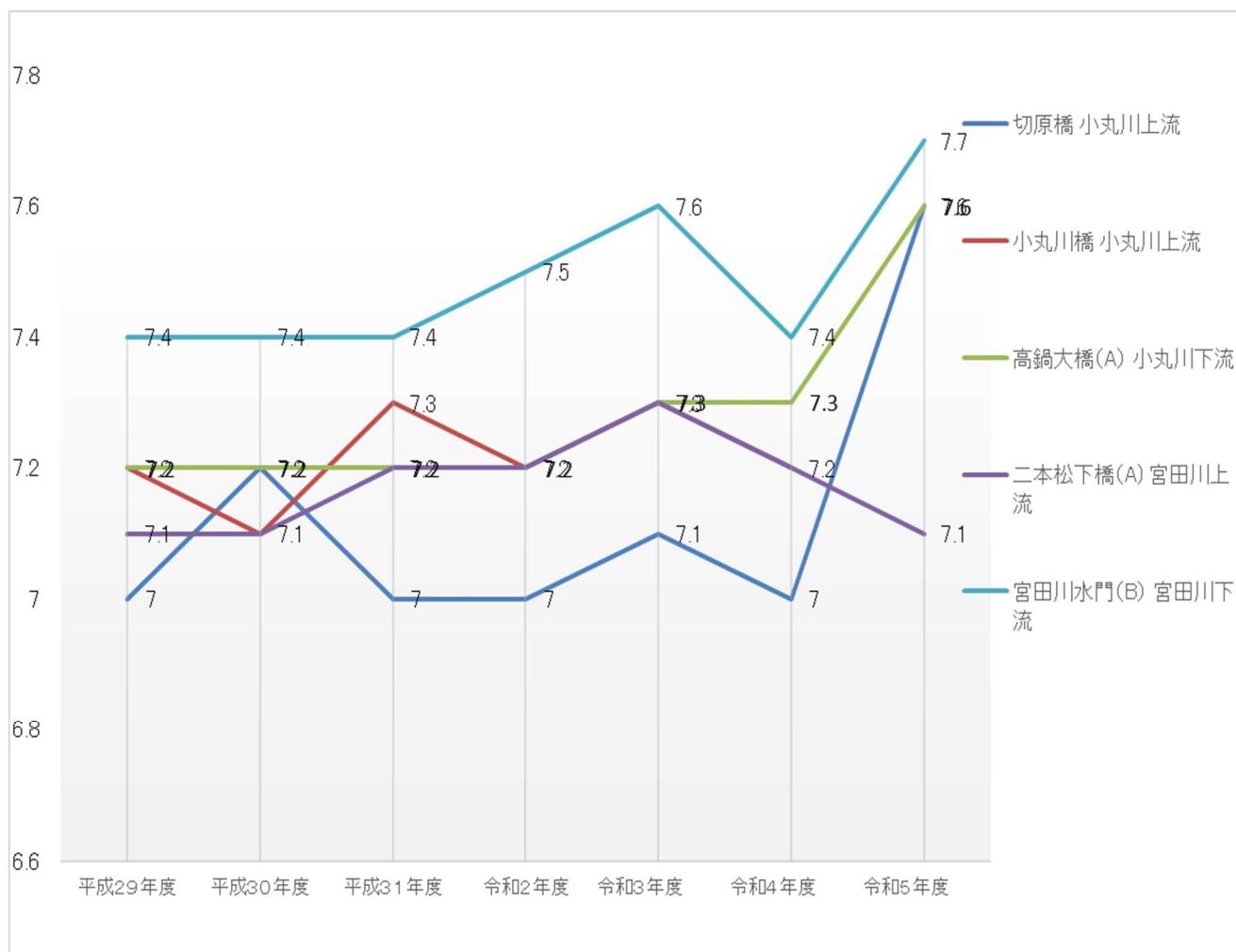


図9-3 水素イオン濃度数値の推移

3. 生活排水処理体系の整備計画

令和3年度現在、町内の汲取り式世帯（1,137世帯）及び単独処理浄化槽世帯（3,135世帯）の排水は、生活雑排水が直接河川へ放流され河川を汚す要因となることから、その周知を図り、合併処理浄化槽への設置替えを促進し、生活雑排水の普及率の向上に努めています。

し尿処理施設での処理量は、公共下水道や合併処理浄化槽の普及等により減少傾向で推移しています。また、生活環境の保全を図るため、今後も生活排水対策を積極的に推進することが必要です。

4. 高鍋町の生活排水処理人口と処理率及び汚水処理人口と普及率

表 9-6 生活排水処理人口と処理率及び汚水処理人口と普及率

	令和元年度（実績）		令和 7 年度（中間）		令和 12 年度（目標）	
生活雑排水処理人口	11,808	58.4	12,090	63.0	13,035	71.6
汚水処理人口 ・普及率	12,688	62.7	12,861	67.0	13,761	75.6
宮崎県内の生活排水 の平均処理率（％）	82.0		87.7		91.8	
宮崎県内の汚水排水 の平均普及率（％）	87.1		91.4		95.0	

※宮崎県第 2 次生活排水処理計画より

表 9-6 合併浄化槽等の普及推移及び補助事業実績

年度/区分	人槽区分（単位：基）			
	5 人槽	7 人槽	10 人槽	計
令和元年度	36	4	1	41
令和 2 年度	29	7	2	38
令和 3 年度	19	4	0	23
令和 4 年度	17	4	0	21
令和 5 年度	8	3	1	12
令和 6 年度	11	3	1	15

（１）浄化槽設置工事に伴う補助金制度及び下水道使用料

※補助対象となるのは、持ち家の汲取りや単独浄化槽から合併浄化槽への転換の場合に限る。

表 9-7 浄化槽設置工事に伴う補助額（合併浄化槽への転換に限る）

5 人槽	482,000 円
6 ～ 7 人槽	564,000 円
8 ～ 10 人槽	698,000 円

・上下水道の料金について

上下水道料金は、メーターの検針を行い、2ヶ月ごとに料金の請求を行います。
水道料金及び下水道使用料の計算（2ヶ月）は以下のとおりです。

表9-8 上下水道料金計算表（2ヶ月）

メーター 口径	基本料金	従量料金（1 m ³ あたり）				
		1 ～16 m ³	17～20 m ³	21～40 m ³	41～60 m ³	61 m ³ 以上
13mm	2,800 円	基本料金	105 円	140 円	165 円	210 円
20mm						
25mm						
30mm	9,800 円	90 円				
40mm	20,200 円					
50mm	36,200 円					
75mm	62,400 円					

下水道使用料は排水汚水量によって決定します。
水道の水のみを使用している場合は、水道の使用量を排出汚水量とします。
水道使用量による下水道使用料は以下のとおりです。

表9-9 水道使用量による下水道使用料金

種別	基本料金 汚水量 16 m ³	超過汚水量	超過料金（別途消費税） 1 m ³ あたりの金額
一般汚水	2,000 円	17 m ³ ～40 m ³ まで	110 円
		41 m ³ ～60 m ³ まで	130 円
		61 m ³ ～100 m ³ まで	160 円
		100 m ³ 以上	200 円

(2) 生活排水処理の状況

表 9-10 生活排水処理の状況

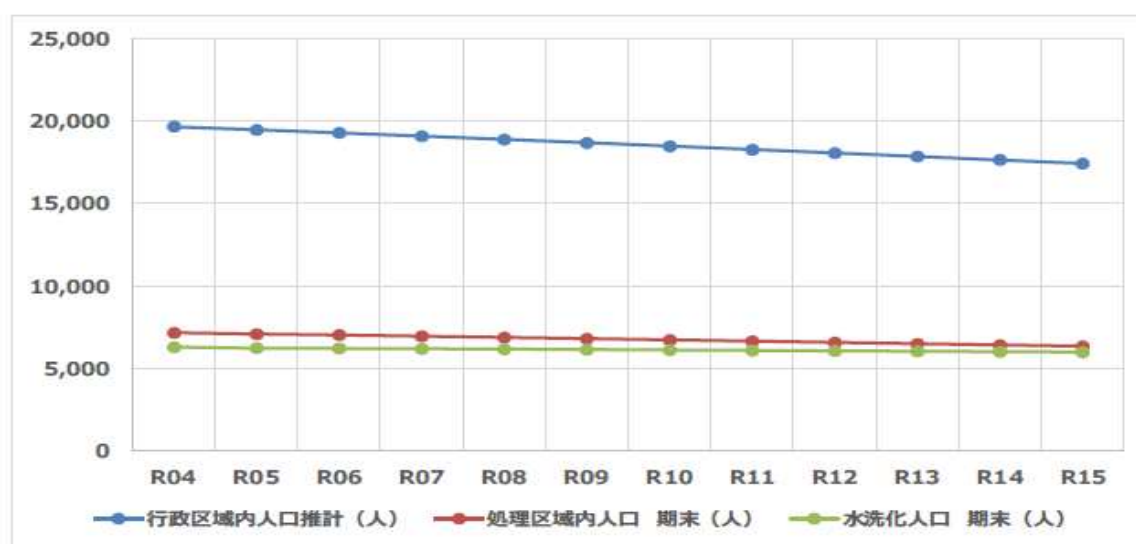
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
高鍋町全体人口（人）	19,825	19,668	19,380	19,184
下水道接続人口（人）	6,293	6,283	6,264	6,351
合併処理浄化槽人口（人）	5,778	5,920	5,880	5,815
単独処理浄化槽人口（人）	5,753	5,745	5,616	5,469
汲取り人口（人）	2,001	1,720	1,620	1,549
高鍋町全世帯数（世帯）	9,576	9,610	9,604	9,691
下水道接続世帯数（世帯）	2,996	2,982	2,999	3,116
普及率（％）	36.3	36.4	36.7	37.4
水洗化率（％）	87.4	87.8	88.1	88.4
整備面積（ha）	226.2	226.2	226.3	226.3

5. 処理区域内の人口予測

処理区域内人口予測の推計にあたっては、以下の算定で設定しました。

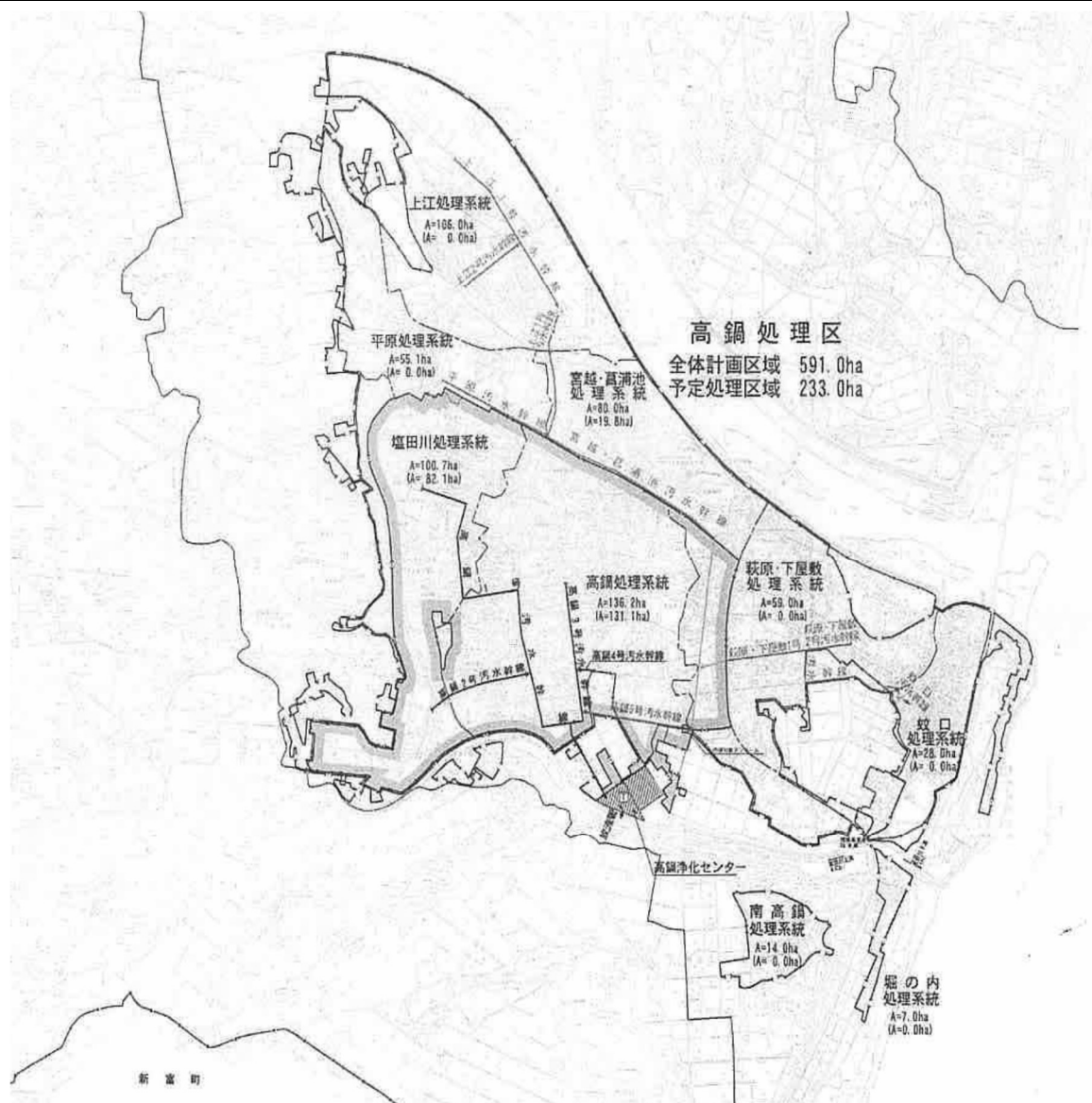
処理区域内の人口＝前年度末の処理区域内人口×行政区域内人口減少率

なお、行政区域内人口減少率は、国立社会保障・人口問題研究所が令和 5 年 12 月に公表した将来統計値を住民基本台帳基準に補正した値と町の実績値を基に設定しました。



(1) 高鍋町公共下水道事業計画(汚水)

高鍋処理区 (ha)	全体計画区域 (ha)	予定処理区域 (ha)
	591.0	233.0
上江処理系統	106.0	
平原処理系統	55.1	
塩田川処理系統	100.7	82.1
宮越・菖蒲池処理系統	80.0	19.8
高鍋処理系統	136.2	131.1
萩原・下屋敷処理系統	59.0	
蚊口処理系統	28.0	
蚊口浦処理系統	5.0	
南高鍋処理系統	14.0	
堀の内処理系統	7.0	
計	591.0	233.0



6. 生活排水対策に向けた行動計画

高鍋町総合計画【第6次高鍋町総合計画後期基本計画】の基本目標の1つである「安心で住みよいまちづくり」を実現するため、以下の取組を推進します。

(1) 公共下水道の水洗化の向上

- ・居住環境の向上及び公共用水域の水質保全を図る観点から、さらに接続率の向上に向けた取組を進めます。
- ・効率的な生活排水処理を実現するために、公共下水道事業全体計画の見直しを検討します。
- ・公共下水道事業計画区域内においては、計画的な雨水排除対策に努めます。

(2) 合併処理浄化槽への転換の推進

- ・公共下水事業計画区域外において、水洗化に対する町民意識の啓発を図り、合併処理浄化槽への転換及び適正な汚水処理の指導に取り組みます。

以上のことから、高鍋町内における水洗化率の目標を下記のとおりとします。

高鍋町水洗化率：令和15年度において94%とする

また、目標達成に向けて以下の施策を検討していきます。

- ・町広報へ下水道接続促進をPRする内容を掲載します。
- ・町の下水道ホームページに下水道接続促進をPRする内容を掲載します。
- ・未接続世帯への戸別訪問を行い、下水道接続への理解を促します。
- ・住民に対する出前講座や下水道施設見学などの下水道への理解を促し、間接的に接続促進に寄与する取組を支援します。